

看護職員需給見通しについて

1 概要・目的

- ・「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づく「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的指針」において、国は医療提供体制等を踏まえた需給見通しにより看護師等の養成を図ることが求められている。
- ・国の平成 28 年を始期とする看護職員需給見通しの策定が延長されており、本県の看護職員確保対策を早急に検討する必要があることから、県独自に看護職員需給見通しを策定した。

2 期間

- ・平成 30 年から平成 37 年の 8 年間

3 内容

(1) 推計方法

- ・前第 7 次看護職員需給見通しの策定方法を参考。
- ・病院及び有床診療所の需要は、平成 29 年 10 月の実態調査により把握。
- ・その他施設の需要は、平成 28 年 6 月の国の「看護職員の需給推計方法（案）」を参考。
なお、訪問看護ステーションの医療保険に係る需要は予測困難。

(2) 推計結果

■看護職員需給見通し

(常勤換算：人)

	H30年末	H31年末	H32年末	H33年末	H34年末	H35年末	H36年末	H37年末
需要見通し計	11,706.2	11,739.4	11,787.8	11,825.1	11,863.5	11,899.5	11,937.8	11,991.6
病院	7,006.7	7,026.4	7,052.9	7,061.9	7,071.9	7,081.9	7,091.9	7,118.5
有床診療所	337.8	331.0	332.2	333.4	334.6	333.4	334.6	334.6
その他	4,361.7	4,382.0	4,402.7	4,429.8	4,457.0	4,484.2	4,511.3	4,538.5
供給見通し計	11,419.4	11,506.3	11,591.9	11,670.2	11,743.4	11,814.6	11,883.9	11,951.2
差引不足数	▲ 286.8	▲ 233.1	▲ 195.9	▲ 155.0	▲ 120.1	▲ 84.8	▲ 53.9	▲ 40.4

(3) 結果の概要

- ・平成 30 年から平成 37 年にかけて、就業看護職員数（供給）は増加
- ・需要の増加数に比べ供給の増加数が大きいため、不足数は年々減少

- ・病院は、産休等取得者の増加・夜勤人員の確保・勤務環境改善を理由に需要が増加
- ・介護保険施設等は、利用者の増加に伴い需要が増加

4 施策の方向性

- ・今後、医療現場における働き方改革の取り組みが進むと、看護職員の需要も増加すると考えられることから、引き続き「県内進学促進」「県内就業促進」「離職防止・再就業促進」「資質向上」の 4 本柱による施策を推進する。